

平成 30 年 9 月 4 日
環境エネルギー部水大気環境課

平成 29 年度山形県の大気・水環境等の状況（概要）

山形県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき、大気環境、水環境及び環境中のダイオキシン類の常時監視を実施し、1 年間の測定結果を取りまとめて公表しています。

平成 29 年度の常時監視の結果は、一部の項目で環境基準を達成できませんでしたが、人の健康や生活環境に影響が生ずるレベルではなく、概ね良好な状況でした。

1 大気環境の状況

(1) 大気環境測定結果

二酸化硫黄などの大気汚染物質については、一般環境大気測定局 15 局、自動車排出ガス測定局 1 局で測定を行い、ベンゼン、ジクロロメタンなどの有害大気汚染物質については、山形市、酒田市及び大江町の 3 地点で測定を行った。

ア 大気汚染物質

- (ア) 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM 2.5）については、測定している全ての測定局で環境基準を達成した。
- (イ) 光化学オキシダント^{*1}は、測定している 8 測定局全てで環境基準^{*2}を達成できなかった^{*3}ものの、大気汚染防止法で定める屋外活動の自粛を促す注意報発令基準値^{*2}を下回った（昭和 52 年から測定を開始して以来、環境基準未達成）。

なお、1 時間値の最高値は、長井高野局で 0.111ppm であった。

光化学オキシダント生成原因となる物質の発生源であるばい煙発生施設や揮発性有機化合物排出施設については、引き続き立入検査や排出ガス検査を通して、排出基準の遵守を指導していく。

また、大気環境の測定結果は、リアルタイムでホームページに公表するとともに、注意報の発令や注意喚起情報の発出に備え、市町村、関係機関との訓練の実施や情報交換を行い、連携を図っていく。

*1 光化学オキシダントは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成された大気汚染物質で、いわゆる光化学スモッグの原因とされている。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に高濃度になりやすく、高濃度になった場合、息苦しくなったり、目やのどにかゆみや痛みを感じる場合がある。

*2 光化学オキシダントの環境基準（1 時間値）は 0.06ppm 以下、注意報発令基準値（1 時間値）は 0.12ppm である。

*3 測定開始以来、全国的に環境基準を達成していない状況にあり、本県も同様である。平成 28 年度全国調査では、1,172 測定局中、環境基準達成局数は 1 局であった。

イ 有害大気汚染物質

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質について、全ての地点で環境基準を達成した。

(2) 酸性雨※測定結果（山形市及び村山市の2地点で測定）

1年間の全降雨のpH平均値は、山形市が5.06、村山市が4.94であり、山形市では、過去10年間の推移をみると、改善傾向を示している（村山市は平成27年度から測定実施）。

なお、山形市、村山市とも、全国平均4.72（平成20～24年度の平均値）より、酸性度は弱い。

※ 酸性雨とは、「pH5.6以下の雨」をいう。

2 水環境の状況

(1) 公共用水域水質測定結果（58河川、9湖沼及び2海域で、77水域の104地点で測定）

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）のうち、BOD等の一般項目については71水域95地点、水生生物の保全に係る項目（水生生物保全項目）については12水域13地点で測定を行った。

また、有害物質等、人の健康の保護に関する項目（健康項目）については、57地点で測定を行った。

ア 生活環境項目

(ア) 一般項目（BOD、COD※¹等）

類型指定※²している53水域中51水域で環境基準を達成した。

酒田港内の2水域（第1区域及び第4区域）で、CODが2.1～2.5mg/Lであり、昨年度に引き続き環境基準値（2mg/L）を超過した。

酒田港については、閉鎖性の高まりにより、水が入れ換わりにくくなっている等の原因が考えられることから、継続して監視していく。

県内で最もきれいな川は、BOD平均値が0.5mg/L未満の日向川、梵字川であった。

※1 BOD（生物化学的酸素要求量）は河川、COD（化学的酸素要求量）は湖沼及び海域の一般的な有機物によるよごれを示す指標で、数値が大きいほどよごれている。一般に魚のすめる水質は、BOD及びCODが5mg/L以下といわれている。

※2 生活環境項目は、水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して指定する水域ごとに、達成すべき環境基準を当てはめ（類型指定）、環境基準の達成の評価を行うこととされている。

(イ) 水生生物保全項目*

水生生物保全項目について、12水域13地点で測定を行った。

類型指定している10水域全てで、環境基準を達成した。

※ 水生生物保全項目は、魚介類等の生息に影響を与える物質で、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の3物質について環境基準を定めている。

<補足>類型指定していない2水域については、10水域と同程度の測定値であった。

イ 健康項目（カドミウム、シアン等有害物質26項目）

健康項目について、59地点で測定を行い、58地点で環境基準を達成した。

環境基準値を超過した1地点は、昨年と同じ最上町の背坂川で、カドミウムの環

境基準値（0.003mg/L）に対し、測定値が0.0034mg/Lであった。

なお、背坂川の利水者には、カドミウム超過について関係機関を通じて情報提供を行っており、水管理の徹底により農作物の栽培に影響が出ない対応を行っている。

(2) 地下水水質測定結果

地下水の水質測定を実施したところ、概況調査32地点中1地点、継続監視調査39地点中19地点で環境基準値を超過した。なお、汚染井戸周辺地区調査10地点で環境基準値の超過はなかった。

今後、地下水の状況を引き続き調査・監視し、汚染が確認された地下水については、飲用しないよう井戸所有者に対し指導していく。

ア 概況調査（地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査）

山形市及び村山地区の32地点において調査を実施した結果、朝日町玉ノ井丙地区の1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過した。

イ 汚染井戸周辺地区調査（アの概況調査等により発見された地下水汚染について、汚染範囲を確認するための調査）

平成29年度概況調査により汚染が判明した井戸の周辺10地点で調査を実施した結果、環境基準値の超過はなかった。

ウ 継続監視調査（地下水汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査）

山形市等17市町村の39地点で実施したところ、砒素が5地点、有機塩素化合物が7地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が6地点、ほう素が1地点で環境基準値を超過した。

エ 地下水汚染対策調査（汚染物質を除去するため、事業者が地下水汚染対策を行っている地区的水質の調査）

4地区34地点で調査した結果、4地区11地点で環境基準値を超過しており、ほぼ横ばいで推移している。

3 ダイオキシン類の状況

(1) 環境中のダイオキシン類測定結果

一般環境や焼却炉等の発生源周辺におけるダイオキシン類の状況を把握するため、13市町延べ49地点で測定を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成した。

(2) 廃棄物焼却炉等の設置者による排ガス中等のダイオキシン類の測定結果

報告義務のある95施設のうち93施設から報告があり、測定結果は3施設で排出基準を超過していた。このうち、1施設は施設の改善が完了しており、残る2施設は未改善のため、現在施設を休止しており、改善が確認されるまでは施設を稼動しないこととしている。

なお、報告のなかった2施設については、年度途中に休止したため測定できなかつたものである。